

特定機能病院への集中検査の目的等について

○ 集中検査の目的・ねらい

今回の集中検査では、病院におけるガバナンス等についての実態を把握することに重点を置くこととする。そのため、各病院においては、出来る限り現状を詳らかに開示いただくこととする。

なお、職員に対する研修が十分に徹底されていない等の場合であっても、それをもって処分等につなげるものではなく、次年度以降の検査の見直し等につなげることを目的とする。

○ 検査対象の範囲

先般の医療分科会で指摘をされた事項について、重点的に検査を行うこととする。

具体的には「ガバナンス」、「医療安全管理のための体制」、「医薬品の安全管理体制」、「高難度新規医療技術」、「インフォームド・コンセント」、「院内における研修体制」を今回の検査対象とする。

なお、「医療機器の安全管理体制」及び「院内感染対策」は、今回の検査対象には含めないこととする。

○ 集中検査の方法

① 関係書類の内容確認

関係書類の有無の確認に止めるのではなく、運営会議の議事録等から、病院としての意思決定がどのようになっているか、内容を確認することとする。

② 病院職員に対するヒアリングによる確認

ヒアリングに当たっては、幹部職員は勿論のこと、各職種（医師、看護師、薬剤師等）、各階層（各部門の長、診療科長・病棟師長、現場の医療者等）に、それぞれヒアリングを行うこととする。

③ 検査の実施にあたって

いくつかの病院への検査には、顧問にも同行いただくこととする。

（病院の同意を前提として、集中検査を行う厚労省職員に対する検査方法のアドバイス等をお願いするもの。）

集中検査の項目等については、6月末（5～10病院程度終了）の段階で検査の状況等を共有し、検査項目や手法の改善等について事務局で検討する。その後、検討結果を踏まえ、顧問に確認の上、7月中旬以降は、集中検査の項目・手法に見直した内容を反映し、検査を行う。

○ 検査体制

① 集中検査の体制は、3～6人とする。

② 検査体制は、各職種の方にヒアリングを行うこととしていることから、対象者（医師、看護師等）を考慮した上で編成する。

○ 一病院に係る検査期間

検査項目を精査の上、関係書類の内容確認や病院職員に対するヒアリングに要する時間を踏まえ、一病院に係る検査期間を設定する。